

千代田化工建設株式会社定款

(2017年 10月1日変更)

第1章 総 則

(商号)

第1条 本会社は、千代田化工建設株式会社と称し、英文では、Chiyoda Corporationと称する。

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 石油、ガス、石油化学、一般化学、原子力、石炭、電力、製鉄、非鉄金属、水処理、農業、食品、生化学、医薬品、医療、情報、通信、運輸、流通、備蓄、再生可能エネルギーおよび宇宙等の設備ならびに公害防止、環境改善・保全および災害防止用等の設備に関する下記の事業
 - (1) 総合的エンジニアリングおよびコンサルティング
 - (2) 装置・機器の設置、土木、建築、電気、計装、配管等工事の設計、施工および監理
 - (3) 装置・機器の製造、調達および販売
 - (4) 設備・装置の運転、保守、管理および修理
 - (5) 設備・装置・製造プロセスに関連する技術開発および販売
 - (6) 設備・装置の賃貸および割賦販売
2. 石油・天然ガスその他鉱物資源の開発
3. 都市開発および地域開発
4. 産業財産権・ノウハウ・各種ソフトウェアの取得、開発および販売
5. 石油・ガス・石炭その他燃料類およびこれらの製品・化学製品・金属製品の製造および販売
6. 発電事業および電気の供給、販売
7. 情報処理、情報提供その他の情報通信サービス業
8. 不動産の売買、賃貸および管理
9. 旅行業、損害保険の代理業、労働者派遣業ならびに人事労務管理等の業務に関する受託および請負
10. 前記各号および関連する事業に対する投融資
11. 前記各号に付帯・関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞にこれを掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、5億7千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、単元未満株式を買い取ることを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利、剰余金の配当の交付を受ける権利など会社法第189条第2項各号で定める権利以外の権利を行使することはできない。

(株式取扱規定)

第10条 本会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使についての手続き等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。
株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要の都度これを招集する。
株主総会は、取締役社長が取締役会の決議によりこれを招集し、その議長となる。
取締役社長事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(開催地)

第13条 本会社の株主総会は、横浜市において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第16条 株主総会の議事は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
会社法第309条第2項の定めによる決議および会社法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主または法定代理人は、株主総会において他の出席株主1名に委任してその議決権を行使することができる。
前項の委任を受けた者は、これを証明する書面を株主総会ごとに本会社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役の員数)

第18条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は12名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。
ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
取締役の選任決議は、累積投票によらず、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の

任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき本会社の業務を執行する。

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長を選定することができる。

(業務の執行)

第22条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか本会社の重要な業務執行につき決議する。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長もまた事故あるときは取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。

取締役会は、各取締役に對し会日の2日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。

(取締役会の決議の省略)

第24条 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第25条 取締役会に関する事項は、本定款に定めるもののほか取締役会で定める取締役会規定による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(執行役員)

第27条 取締役会は、その決議により執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。

取締役会は、その決議により、代表取締役を兼務する執行役員の中から社長を選定するほか、執行役員の中から副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員を選定することができる。

(相談役)

第28条 本会社に相談役を置くことができる。相談役は、取締役会の決議により委嘱する。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬およびその他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役の責任免除等)

第30条 本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を免除することができる。

本会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会は、各監査等委員に對し会日の2日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会に関する規定)

第33条 監査等委員会に関する事項は、本定款に定めるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規定に

よる。

第6章 計 算

(事業年度および決算)

第34条 本会社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末に決算を行う。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日より満3年以内に受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

1. 2016年6月開催の2015年度定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。
2. 2016年6月開催の2015年度定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。